

権利の放棄について

次のように権利を放棄する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 権利の内容 水道料金債権
- 2 放棄する債権額等
  - (1) 件 数 1, 596 件
  - (2) 債権額 15, 902, 822 円
- 3 放棄により利益を受ける者 熊本市の水道を使用していた者で水道料金を完納していないもの
- 4 放棄の理由 所在不明等の事由により、債権回収が著しく困難、不能又は不適當である。
- 5 放棄の時期 平成26年3月31日

(提出理由)

水道料金債権の回収が著しく困難、不能又は不適當であると認められるので、これを放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。